公益財団法人札幌国際プラザ外国語ボランティア登録に関する要綱

（目的）
第１条　この要綱は、公益財団法人札幌国際プラザ（以下「国際プラザ」という。）が、多文化共生、国際交流、MICE の推進を通じた国際都市の実現を目指し、市民のまちづくり参加を促進するという趣旨のもと、国際プラザ外国語ボランティア（以下「外国語ボランティア」という。）が国際プラザと相互に協力・連携しながら最大限の力を発揮し活動するために必要な事項を定めるものとする。

（活動内容）
第２条　外国語ボランティアの活動内容は、次のとおりとする。
⑴　姉妹都市など海外諸都市との国際交流の場面における外国語でのコミュニケーション支援
⑵　多文化共生社会の実現を目的とするまちづくり推進活動（外国人住民の地域社会参加事業や生活支援など）
⑶　国際会議など札幌での MICE 開催時の参加者への協力・援助
⑷　国内外からの観光客や在住者への観光・生活情報提供

（活動の範囲）
第３条　外国語ボランティアの活動範囲は、次のとおりとする。
⑴　国際プラザが主催する事業での活動
⑵　外国語ボランティアによる自主活動組織「札幌国際プラザ外国語ボランティアネットワーク（任意加入）」での活動
⑶　他団体からの依頼に基づいて国際プラザから外国語ボランティアを派遣する活動

（登録資格）
第４条　登録することができるのは、以下の資格要件を満たす者とする。
⑴　札幌市内での活動が可能な道内在住の 15 歳以上（高校生以上）の者。ただし、高校生の活動は、原則として学校休業日に限る。高校生が登録する場合は、保護者の同意が得られていること。
⑵　国際交流・多文化共生と MICE 推進を通じたまちづくりにボランティアとして貢献したいという意欲があり、日本語及び外国語により、姉妹都市等との交流事業、在住外国人支援、生活・観光情報の提供、日本文化の紹

介、MICE 開催支援などの活動に協力できること。

⑶　活動に必要な日常会話程度以上の語学力を有すること。外国語を母語とする場合は、日本語での日常会話や、日本語文書を読解できること。

⑷　電子メールでの連絡が可能なこと。

⑸　自身の健康状態や生活環境に合わせて活動できること。

（遵守事項）

第５条　登録された外国語ボランティアは次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

⑴　国際プラザや他のボランティアをはじめとする関係者、派遣依頼者等と連携・協力し、活動すること。

⑵　活動・登録期間中であるか否かに関わらず、活動を通じて知り得た個人情報や機密事項を目的外に使用したり、第三者に漏らさないこと。

（登録の申請）

第６条　登録希望者は、国際プラザが行う活動説明会に参加して制度の趣旨や内容について説明を受けた後、本要綱の記載事項について同意した上で、登録の申請を行う。

（登録の承認）

第７条　国際プラザは、前条の申請内容を確認した上で、第４条で定める登録資格を満たす者について承認し、この者にボランティア登録証を交付する。

２　国際プラザは、登録希望者が次の各号のいずれかに該当するときには、登録を承認しないことができる。

⑴　第４条の要件に適合しないとき

⑵　公益を害し、または秩序を乱すおそれがあると認められたとき

（登録期間）

第８条　登録期間は、４月１日から翌年３月３１日までの１年間とする。

（登録更新）

第９条　登録の更新希望者は、本要綱の記載事項について同意した上で、登録更新の申請を行い、国際プラザが実施する活動説明会に参加する。

２　前項の申請内容を確認した上で、第４条で定める登録資格を満たす者について承認し、この者にボランティア登録証を交付する。

（登録内容の変更）
第10条　外国語ボランティアは、登録内容に変更があった場合、国際プラザに連絡するものとする。

（登録の取消）
第11条　国際プラザは、次にいずれかに該当する場合、外国語ボランティア登録を取り消すことができる。
⑴　登録者から登録解除の申し出があった場合
⑵　登録時の申告内容に重大な虚偽があった場合
⑶　第４条に規定する登録資格を欠くこととなった場合
⑷　第５条に規定する事項を遵守できない場合
⑸　活動において不適切な行為を行った場合
⑹　本要綱に定める内容に反する行為が認められた場合
⑺　公益を害し、または秩序を乱すおそれがあると認められたとき。
⑻　その他、国際プラザが外国語ボランティアの登録が適切ではないと判断する場合

（ボランティア活動保険）
第12条　外国語ボランティアは、ボランティア活動保険またはそれに準ずる保険に加入するものとする。

（活動における責任の所在）
第13条　原則として、外国語ボランティアは、自己の責任においてボランティア活動に参加するものとする。

附　則
この要綱は、令和７年２月３日から施行する。